

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年10月15日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決第16号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月15日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

1 損 害 賠 償 の 額 3 7 6 , 0 0 0 円

2 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償をする理由 市職員が運転する自動車が相手方車両に接触し、損傷を与えたため
(加古川市平荘町里 206 番 3 地先 県道高砂加古川加西線上)

◎参考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議会の委任による専決処分)

- 第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと (昭和43年3月29日
可) 決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

- 1 (省 略)
- 6 (省 略)
- 7 目的物の価格が 1 件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程（平成16年社団法人全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額の範囲内）の調停及び和解（前項に規定するものを除く。）に関すること。
- 8 1 件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程に定める共済責任額の範囲内）で法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 9 (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年10月15日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月15日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

1 損 害 賠 償 の 額 77,000円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

3 損害賠償をする理由 市職員が運転する自動車が相手方のブロック塀に接触し、
損傷を与えたため

[REDACTED]

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年10月29日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月29日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

1 損 害 賠 償 の 額 97,801円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償をする理由

市職員による草刈作業時に、駐車中の相手方車両に損傷を与えたため

(加古川市尾上町長田519番地 加古川市立尾上小学校敷地内)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年11月17日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

スポーツ交流館改修工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月17日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、スポーツ交流館改修工事請負変更契約を締結すること

スポーツ交流館改修工事請負変更契約締結のこと

令和7年3月7日議案第37号をもって議決を経た「スポーツ交流館改修工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「195, 679, 000円」を
「199, 067, 000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「19, 567, 900円」を
「19, 906, 700円」に改める。

写

令和7年3月7日
原案可決

議案第37号

スポーツ交流館改修工事請負契約締結のこと

スポーツ交流館改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

1 工事名	スポーツ交流館改修工事
2 工事場所	加古川市別府町東町157番地の2
3 工期	着工 契約の日の翌日から 完成 令和8年2月27日
4 請負金額	193,050,000円
5 契約不適合責任期間	工事目的物引渡し後2箇年
6 契約の相手方	加古川市志方町志方町742番地1 株式会社ビリーブ

代表取締役 杉本建太

7 契約保証金 19,305,000円

8 支払条件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和6年度の支払限度額は、0円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。



専決第15号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月19日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、スポーツ交流館改修工事請負変更契約を締結すること

スポーツ交流館改修工事請負変更契約締結のこと

令和7年3月7日議案第37号をもって議決を経た「スポーツ交流館改修工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「193, 050, 000円」を
「195, 679, 000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「19, 305, 000円」を
「19, 567, 900円」に改める。

◎参考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議会の委任による専決処分)

第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

昭和43年3月29日
専決事項指定のこと ()
可 決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 (省 略)

{

4 (省 略)

5 議会の議決を経た契約事項で、次に掲げる変更をすること。

(1) 契約金額の増減額が 500万円以内の変更をすること。

(2) 工期の変更をすること。

(3) 支払条件の変更をすること。

6 (省 略)

{

9 (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年11月17日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

中部中学校屋内運動場外改修工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月17日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、中部中学校屋内運動場外改修工事請負変更契約を締結すること

中部中学校屋内運動場外改修工事請負変更契約締結のこと

令和7年6月17日議案第50号をもって議決を経た「中部中学校屋内運動場外改修工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「151, 030, 000円」を
「152, 856, 000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「15, 103, 000円」を
「15, 285, 600円」に改める。

写

令和 7 年 6 月 1 7 日
原 案 可 決

議案第 50 号

中部中学校屋内運動場外改修工事請負契約締結のこと

中部中学校屋内運動場外改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

1 工 事 名	中部中学校屋内運動場外改修工事
2 工 事 場 所	加古川市野口町良野 890 番地の 1
3 工 期	着工 契約の日の翌日から 完成 令和 8 年 3 月 16 日
4 請 負 金 額	151,030,000 円
5 契約不適合責任期間	工事目的物引渡し後 2 箇年
6 契約の相手方	加古川市東神吉町神吉 1087 番地の 1 大成工材株式会社

代表取締役 高山 明寿

7 契約保証金 15,103,000 円

8 支 払 条 件

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 10 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年11月18日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

（仮称）加古川中央こども園新築工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月18日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、（仮称）加古川中央こども園新築工事請負変更契約を締結すること

(仮称) 加古川中央こども園新築工事請負変更契約締結のこと

令和6年12月20日議案第96号をもって議決を経た「(仮称) 加古川中央こども園新築工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「987, 030, 000円」を
「992, 020, 700円」に改める。
- 7 契約保証金中 「98, 703, 000円」を
「99, 202, 070円」に改める。

写

令和6年12月20日
原案可決

議案第96号

(仮称) 加古川中央こども園新築工事請負契約締結のこと

(仮称) 加古川中央こども園新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

1 工事名 (仮称) 加古川中央こども園新築工事
2 工事場所 加古川市加古川町西河原字流田76番8
3 工期 着工 契約の日の翌日から
完成 令和8年2月27日
4 請負金額 987,030,000円
5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後2箇年
6 契約の相手方 加古川市野口町良野1506番地
前川建設株式会社

代表取締役 前川容洋

7 契約保証金 98,703,000円
8 支払条件

- (1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。
- (2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和6年度の支払限度額は、35,442,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年11月18日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

（仮称）剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月18日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 裕

記

別紙のように、（仮称）剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約を締結すること

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約締結のこと

令和7年7月30日議案第54号をもって議決を経た「(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「212, 300, 000円」を
「217, 195, 000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「21, 230, 000円」を
「21, 719, 500円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和7年度の支払限度額は、76, 428, 000円」
を「令和7年度の支払限度額は、78, 190, 200円」
に改める。

写

令和 7 年 7 月 30 日
原 案 可 決

議案第 54 号

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負契約締結のこと

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 29 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

1 工 事 名 (仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事

2 工 事 場 所 加古川市平荘町上原 4 番地の 1

3 工 期 着工 契約の日の翌日から

完成 令和 8 年 1 月 30 日

4 請 負 金 額 212,300,000 円

5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後 2 箇年

6 契約の相手方 加古川市平岡町新在家 277 番地の 2

株式会社マルヤマ建設

代表取締役 丸 山 浩 司

7 契約保証金 21,230,000 円

8 支 払 条 件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の 10 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができる。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中5回を超えることができない。

(4) 令和7年度の支払限度額は、76,428,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。